

# 経 営 計 画

計画期間：令和 3 年度～ 5 年度

令和 3 年 4 月  
令和 4 年 4 月 改定

公益財団法人 大阪国際交流センター

## 目次

I	経営計画の趣旨	1
II	計画期間	2
III	内 容	
1	現状分析	2
(1)	国の施策、大阪市の施策、外国人住民の現状	
(2)	(公財) 大阪国際交流センターを取り巻く環境と課題	
(3)	財団の現状（人材、組織基盤等）	
2	経営ビジョン	4
(1)	市民主体の国際交流の推進	
(2)	多文化共生社会の実現	
(3)	グローバル人材の育成	
(4)	安定的な財団運営を基盤とした多様な事業展開	
3	実施事業計画	5
(1)	交付金事業	
(2)	自主事業（中期目標関連）	
(3)	受託事業	
4	経営戦略	7
(1)	安定した事業運営体制の構築	
(2)	安定した財政運営に向けた財源確保	
(3)	外国人材を支える、行政の横断的施策の実現	
(4)	行政のみで対応しきれない分野の先駆的取組みの実施 （自主事業・中期目標関連）	
(5)	財団の社会的価値を高める取組みの実施	
5	成果指標（令和5年度末目標値）	8
6	推進体制	12
(1)	組織体制	
(2)	収支計画 3ヶ年収支計画表	
7	組織経営における行動計画	15

## I 経営計画の趣旨

公益財団法人大阪国際交流センターは、昭和 62（1987）年 2 月に設立され、同年 9 月開館の「大阪国際交流センター」を拠点に、大阪市における地域国際化協会として、30 年以上の長きにわたり、国際交流を通じた市民レベルの相互理解を促進してきた。

この間、当財団の設立母体である大阪市における行財政改革の一環として、大阪国際交流センター施設運営の民営化が図られ、平成 26（2014）年度には、当財団は館の運営を手放すこととし、インフォメーションセンターの運営を施設管理者からの受託事業にするとともに、事業のみを行う団体として「経営の自立化」が求められることとなった。

しかし、平成 29（2017）年 4 月には、大阪市外郭団体評価委員会において、財団の果たす役割が評価され、「外郭団体として活用する団体」と位置づけられ、経営計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の下、行政の補完・代替的役割の充実と「経営の安定化」を目指してきた。

令和元（2019）年 4 月、インフォメーションセンターの運営を、再度大阪市の交付金事業として実施することとなり、同年 4 月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、7 月から「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」の一環である「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の運営も担うこととなった。

また、日本語学習支援などの新たなニーズを踏まえた事業の拡充や、大阪市と連携しながら「災害多言語支援センター」の着実な運営に向けた体制強化を図るなど、交付金事業により一層注力し、その充実を図っている。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大という未曾有の事態において、財団の役割はますますその重要性を増してきている。

大阪市においても、令和 2 年 12 月に策定した「大阪市多文化共生指針」に、多文化共生施策の推進にあたり、(公財) 大阪国際交流センターを活用することが明記された。

さらに、令和 2 年 10 月に大阪市の外郭団体再指定に伴い、新たに外国人住民の参画による多文化共生事業への取組みが求められることとなった。

今後も日本社会の少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、外国人住民が増加し、多言語による情報提供・相談窓口の重要性が高まることが予想される。

このような社会情勢や大阪市の方針を踏まえ、当財団は地域国際化協会として、ノウハウやネットワークを活かし、外国人との共生社会の実現に向け、市民や社会にとってなくてはならない存在となるよう努めていく必要がある。

当財団が求められる役割を柔軟かつ的確に、また継続的に果たしていくよう、今後 3 年間で取り組む中期的な方針、事業経営の方向性等についてこの経営計画にまとめる。

## II 計画期間

令和 3 年度～5 年度（3 年間）

## III 内容

### 1 現状分析

#### (1) 国の施策、大阪市の施策、外国人住民の現状

##### ①国の施策

法務省の在留外国人統計によると、平成 30 年 6 月時点での我が国の在留外国人数は約 264 万人であり、平成 26 年以降増加傾向を続けている。

一方日本政府は、少子高齢化に伴う労働市場における人材不足対策として、新たな在留資格を設けるなど、外国人労働者受け入れを推進し、関連法案等の整備を行ってきた。平成 30 年には「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、地方自治体の外国人材受入環境整備への取組みに対する予算措置もなされた。

また、平成 20（2008）年に、平成 32（2020）年までに留学生を 30 万人受入れるという「留学生 30 万人計画」が打ち出された。その後、平成 29（2017）年末には、留学生数が 311,505 人となり、計画は達成された。その後も、日本人学生数の減少傾向により、各大学や日本語教育機関では積極的に外国人留学生の受け入れを図っており外国人留学生数は令和元（2019）年末には、34.6 万人（平成 24（2012）年末：18.1 万人）と、7 年間でほぼ倍増している。

##### ②大阪市の施策

大阪市では、外国人住民数の急増や国籍等の多様化など、近年の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、多文化共生社会の実現のために必要な施策を体系的かつ継続的に推進し、着実に取組みを進めるため、「大阪市多文化共生指針」を令和 2 年に策定した。

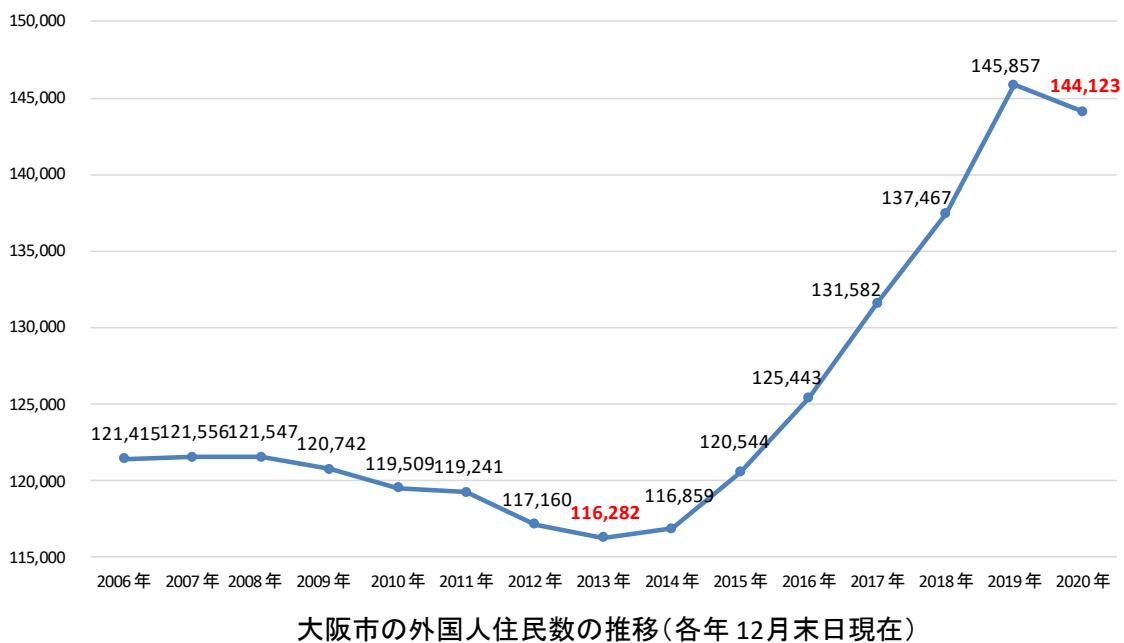
その指針において、多文化共生施策の推進にあたり、「(公財)大阪国際交流センターを活用して、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業や、国際化の担い手の育成に資する事業、国際化に資する情報提供などに取り組む」と明記されている。

##### ③外国人住民の状況

大阪市の外国人住民数は平成 25 年を底に急増傾向にあり、令和元（2019）年には約 14.6 万人に達し、市の各政令指定都市推計人口と外国人住民数の統計によると、大阪市は全国で最も外国人住民比率が高い政令指定都市となっている。

しかし、コロナの影響からか、令和 2（2020）年末の数字は 14.4 万人と減少した。

（令和 2 年の外国人比率：5.26% cf. 全国平均約 2 %）



国籍別にみると平成 26 (2014) 年まで外国人住民数の 60%以上を占めていた韓国・朝鮮籍住民が平成 30 (2018) 年より 50%を切り、他方中国籍 (25.1% (平成 26 年) →29.1% (令和 2 (2020) 年)) が増加、ベトナム籍は (同 2.7%→13.3%) と急増している。以下フィリピン (令和 2 (2020) 年 : 3.0%)、ネパール、米国、インドネシアの順となっている。

他方、大阪市的人口推移をみると、ここ数年微増の状況であり、人口増の半分は外国人住民によるものである。

また、大阪府の外国人住民数は、令和元 (2019) 年で 24.7 万人であり、その 60% 近くが大阪市に居住していることとなる。

## (2)(公財)大阪国際交流センターを取り巻く環境と課題

大阪市の外郭団体再指定を受け、市の国際交流・多文化共生施策の推進団体としての財団の位置づけが明確化された。

更に、令和元年 7 月には、国の施策を受け、外国人の相談窓口として、いわゆる「ワン・ストップ・サービス」機能を拡充するため、

- ・相談員の配置
- ・従来の日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語に加え、ベトナム語、フィリピン語の通訳人での対応
- ・多言語翻訳機の設置（30 言語対応）を行った。

その結果、外国人住民增加による財団への相談件数が増加している。令和元 (2019) 年度の財団への相談件数は、前年度比 20% 増の 3,518 件となった。大阪で生活をする外国人住民の増加や、在留資格の多様化により、相談内容の複雑化など、相談への迅速かつ的確な対応が期待されている。

それに伴い、外国人住民への日本語学習支援や防災対策の拡充を、財団の重点

課題として取り組む必要性が高まっている。

経営面では、大阪市が国の予算交付を毎年受けることになり、これまでの大阪市からの交付金が拡充され、財政基盤が強化されることになった。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関連した問合せや特別定額給付金等資金支援に関する問い合わせ、ワクチン接種など、拡充した機能を活用し、外国人住民への情報提供、不安解消に臨機応変に貢献してきているが、新しい生活様式に合わせた様々な工夫も求められている。

こうした多文化共生への取組みも日本人と外国人住民との国際理解、交流を通して意識が醸成されることから、外国人住民が地域住民として参画できる仕組みづくりが、今後の課題である。

また、2025年には、大阪で国際博覧会が開催されることもあり、そうした機会に財団としても関係団体等と連携し、成功に貢献するよう取り組む必要がある。

### (3) 財団の現状(人材、組織基盤等)

平成24年度までは、大阪市からの出向者を柱の一つとした組織運営を行っていたが、市の方針変更を受け、平成25年以降は固有職員と契約職員による組織運営となった。財団の特徴として、マネジメント層を含め女性中心の組織であり、また外国人比率が60%と、先端の「女性活躍+ダイバーシティ組織」となっている。

問題点として、経営体质強化のため固有職員の給与カット、昇給停止の長期化や、契約職員の離職率の高止まりがあり、将来を見据えた人材育成・組織基盤強化計画推進の妨げとなってきた。

そのため、職員の研修や待遇改善、同一労働同一賃金に基づいた組織経営、目標管理や職員の評価制度の充実などが課題となっている。

## 2 経営ビジョン

安定的な財団運営を目指し、公益財団法人大阪国際交流センターが地域国際化協会として果たすべき役割や事業の方向性などを明確にした経営ビジョンを次とおり定める。

### (1) 市民主体の国際交流の推進

大阪市をはじめ、国・地方自治体・関連機関や外国公館、大学等の教育機関と連携し、大阪および関西圏の国際交流拠点として、また、行政と市民をつなぐ中間支援組織として、NGO・NPO、ボランティア団体、企業など、市民が主体となる国際交流・協力を推進する。

### (2) 多文化共生社会の実現

外国人住民等と、日本人住民・日本人社会とを結びつける場を創造し、市民の国際理解、地域社会の活性化を促進するとともに、外国人住民を含むすべての市民が、大阪で安心、安全に暮らせるよう環境づくりに努めるとともに、基本的人権とともに尊重することのできる多文化共生社会の実現を目指す。

### (3) グローバル人材の育成

グローバル化社会に対応し、開発教育・国際理解教育等の事業を通じて、将来、国際社会のなかでアイデンティティを持って活躍できる人材の育成を図る。特に、若い世代の育成に力を注ぎ、将来の大坂・日本を牽引しうるグローバル人材（市民）を育成する。

### (4) 安定的な財務運営を基盤とした多様な事業展開

大阪市をはじめとした行政からの財政的支援を基盤に、多様な事業展開による会員等のサポーターの拡充や、当財団の強みを活かした受託事業の確保によって経営の安定化を図るとともに、大阪市から求められる自主事業の実施など、市民に必要とされる財団としての運営を行う。

## 3 実施事業計画

### (1) 交付金事業

大阪市における地域国際化協会として、また公益財団法人として、大阪市の施策の実現に向け、市が果たすべき役割を補完・代替する活動を行うために実施する事業。

外国人材の受入れが進む現状を踏まえ、大阪市を始め、法務省、文化庁、総務省などの国の財政支援を確保し、大阪市の各局や区役所、地域団体と連携して優先的に取り組む。

「大阪市の国際化、多文化共生施策の実現」、「市民主体の国際交流の推進」に向け、その担い手の育成を積極的に行うとともに、財団の持つネットワークやノウハウを活かし、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業や、災害時の外国人支援の仕組みづくりなど喫緊に対応が求められる事業を、社会ニーズに即した企画立案を行なながら、積極的に実施していく。主な事業は次のとおり。

また、令和2年から3年にかけての新型コロナウイルス感染の拡大を受け、新たな手法としてオンラインによる事業実施を実践してきた経験を踏まえ、今後もオンラインによる事業展開を継続する。

#### ① 外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業

外国人住民と市民がともに地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を生み出す多文化共生社会の実現に向けたまちづくりへの取組みを進めるため、次のような事業を行う。

- ・多言語による専門相談会  
(「外国人のための一日インフォメーションサービス」)
  - ・日本語学習支援事業 (外国人ふれあいサロン、たのしい日本語、日曜にほんごサロン、生活日本語コース、仕事のための実践日本語)
  - ・未就学・ダイレクト※向け日本語・学習支援 (プレスクール、こどもひろば)
- ※ダイレクトとは、外国において中学校に相当する学校（日本人学校を除く。）の9年の課程を修了し独自で高校入試に備える必要がある外国ルートの生徒のことをいう。
- ・災害時外国人支援ネットワーク事業
  - ・外国人留学生支援 など

## ②国際化の担い手の育成に資する事業

国際交流の担い手づくりやボランティアの活用、国際交流団体等の支援・協働により、市民が主体となった国際交流の推進に向けた環境整備を進める。

- ・アイハウスボランティアバンク運営
- ・地域の国際化人材養成講座
- ・青少年国際理解出前講座
- ・多文化共生社会を担う外国人住民サポート事業
- ・NPO等とのネットワーク連携事業　など

## ③国際化に資する情報提供

行政等関係機関と連携しながら、多言語に対応した相談や情報提供を行う拠点として、インフォメーションセンターを運営し、在住・来阪外国人と市民のニーズに応じた情報の的確な提供・発信を行う。特に新型コロナウイルス感染の拡大やその対策については、各行政機関と情報を共有し、適切な対応を行う。

- ・インフォメーションセンターの運営
- ・外国人のための相談窓口の運営

## (2)自主事業(中期目標関連)

大阪市の中期目標である「大阪市に居住する外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組み」を実現するため、財団が取り組む事業。

外国人住民が担い手となり、様々な場面で活躍することにより、地域において日本人住民と出会い、顔の見える存在となる場が求められている。日本人住民と外国人住民がお互いの文化的違いを理解し、ともに地域の担い手として認め合い、連携していくために財団の努力で取り組む事業として位置づけ、多文化共生社会の実現を目指す。

### ①外国人コミュニティ連携事業

外国人コミュニティとの関係強化を図り、外国人自らが力を発揮できる地域や社会環境を整えることにより外国人のエンパワーメントを推進する。

外国人住民が主体となって様々なプログラムを展開することで、従来から考えられてきた支援される立場から、外国人住民等が主導する新しい多文化共生のあり方を探り、担い手の発掘、育成に注力し、さらに、多文化共生社会を目指した自発的な取組みを実施可能な外国人住民等を「達人」として、広く発信していく。

外国人住民等の幅広い活動を奨励するため、情報の発信、事業の提案、自発的な取組みを可能とするための「プラットフォーム」を運営し、効果的でかつ継続的な事業運営を行う。外国人が担い手となり、多文化共生社会の実現に向けた課題の解決を目指す。

### ②外国人留学生との連携事業

外国人留学生は日本のよき理解者として、将来、母国と大阪との交流の架け橋となることが期待される。また、将来の高度人材として、地域において外国人住民と日本人住民の橋渡し役として、当該地域の国際化や活性化に寄与すると考えられ、大阪の多文化共生の実現に向け活躍できる人材でもある。外国人留学生

とインターの受入れや連携・協働により、彼らの視点も取り入れた大阪の多文化共生社会の実現を目指す。

### (3) 受託事業

地域国際化協会としての使命を果たすため、国や地方自治体が公募する国際交流・多文化共生等の事業を受託するとともに、財源の安定確保につなげる。そのため、企画提案力を高めることにより、受託を確実なものとするよう努める。

なお、受託事業の実施については、財団の持つノウハウを活用し、大阪市が行うあるいは大阪市域で行われる事業を中心に、他団体との事業連携や外部人材の活用等も検討し、次の優先順位で、多文化共生、国際理解に必要な事業を実施する。

- ① 大阪市・各区より公募される国際交流・多文化共生などをテーマとした事業
- ② 公募予算金額で、必要な物件費や人件費が確保できる事業
- ③ 受託により、職員のスキルアップが図れる事業

## 4 経営戦略

経営ビジョンの実現に向け、地域国際化協会として、また行政の補完・代替的な役割を担う公益財団法人として、事業の実施にあたっては次の項目に重点的に取り組む。

### (1) 安定した事業運営体制の構築

大阪市の施策の実現に向け、市が果たすべき市民や地域にとって必要な活動を行い、新たな行政ニーズに的確かつ正確に対応するため、職員の専門性の向上を図る。

また、この間、契約職員の退職が続くなど、職員の定着が課題であることから、職員のモチベーションの向上を図り、組織強化に努める。

- ・専門性の向上をめざした研修会への参加促進
- ・職員のモチベーション向上のための能力評価の導入、処遇への反映
- ・多岐にわたる事業の再編による、効率的・効果的な事業運営

### (2) 安定した財政運営に向けた財源確保

大阪市の施策の実現に向け、優先的に交付金事業を実施することが重要であり、そのための交付金の確保に努める。また、外郭団体として、大阪市の中期目標により求められる自主事業の実施について、資産の取り崩しに頼らない事業運営体制の構築を目指す。

- ・交付金の安定的確保
- ・補助金、助成金の積極的な活用
- ・受託事業の開拓

### (3) 外国人材を支える、行政の横断的施策の実現

外国人材を支えるためには、生活全般に関わる様々な支援が必要であり、各局にわたる行政施策を横断的に実現していくため、行政機関や関連団体とのネットワークを活かした事業展開を図る。

- ・相談窓口の充実
- ・日本語学習支援（こどもから大人まで幅広い世代への対応）
- ・災害時支援など

#### (4) 行政のみで対応しきれない分野の先駆的取組みの実施

(自主事業・中期目標関連)

地域社会において、外国人住民（留学生含む）が主体的に担い手となり、日本人住民と交流・連携しながら、多文化共生社会の実現に向けた課題解決を目指すための活躍の場を提供する。

- ・外国人を担い手とした多文化共生事業の実施
- ・外国人による生活情報等の発信の充実

#### (5) 財団の社会的価値を高める取組みの実施

これまでの取組みを通じて築き上げた多様な関係先とのネットワークの拡充や新規開拓、外部人材の積極的活用による社会のニーズに合わせた事業展開を図り、行政と市民をつなぐ中間支援組織としての存在意義を高める。

また、広報戦略を強化し、効果的、積極的なSNSの活用を通して、財団の認知度の向上を図る。

- ・ネットワークの拡充（行政、社会福祉協議会などの関係団体、総領事館、NPO、外国人コミュニティなど）
- ・外部人材の活用（外国人コミュニティ、インターン、ボランティアなど）
- ・広報戦略、広報手段の充実

### 5 成果指標（令和5年度末目標値）

次のとおり組織運営における目標を定め、それぞれに指標を立て、計画的に進めていくが、大阪市の中期目標関連の事業については、暦年（1～12月）で事業評価が行われるため、各年の目標値についても併記する。（R 3については4～12月）

#### ○研修（雇用形態別・階層別・テーマ別）機会の充実

組織として実施すべき個人情報保護、人権に関する研修に加え、各事業に関連する研修については、国や自治体、（一財）自治体国際化協会、近畿地域国際化協会連絡協議会などが開催する研修会に随時参加してきた。それらに加え、個々のスキルアップ、専門性の強化、組織の継続を目的に雇用形態、階層に合わせた以下の研修機会を充実する。

- ・多文化共生マネージャー、情報コーディネーター研修

指標：2名増員（現在3名→令和5年度末5名）

R 3 or 4 : 1名、R 5 : 1名（計5名）

- ・コミュニティ通訳養成講座への参加（契約職員向け専門性強化）

指標：受講講座数のべ20講座／年

R 3 : 20講座、R 4 : 20講座、R 5 : 20講座

- ・初任者対象事務研修、5年以上経過した職員対象実践力強化研修の実施

指標：年1回（該当者在籍の際に実施）

- ・組織マネジメント分野の研修の実施（固有職員向け）

指標：年1回／人

R 3：検討、R 4：1回、R 5：1回

## ○働き方改革に合わせた組織運営

働き方改革により求められる長時間労働の解消に向け、職員一人ひとりの生産性を高めるため上記研修の充実とともに、職員間の業務分担の平準化を図り、プロパー職員の時間外労働の削減を目指す。

指標：月平均20時間／人

R 3：30時間、R 4：25時間、R 5：20時間

## ○自主事業実施に向けた財源確保

大阪市から求められている役割を果たすために実施する自主事業は、多文化共生に向け、外国人住民が主体的に関わっての市民意識の醸成など、参加費等を徴収できるものではなく、収入が無い事業が必然的に多くなる。そのため現状では、もっぱら財団の自主財源である公益目的特定事業資産等の資産を取り崩して自主事業を実施せざるを得ない状況に陥っている。また、自主事業は人的資源に負うところが大きいため、収入が見込めないにもかかわらず、その実施には、相応の人事費の負担が必要である。

自主財源としての資産には当然限りがあり、現状のままでは枯渇してしまうことは明らかである。従って、自主事業を継続的に実施するためには、資産の取り崩しに頼らない事業運営体制をできるだけ早く整える必要がある。

今後、自主事業実施にかかる財源を確保するため、補助金、助成金などの確保や、まずは多文化共生に貢献すると評価された自主事業から交付金事業に変更して頂くなど、様々な財源確保の手法を検討、実践し、資産の残を目標とする。

なお、令和3年度の自主事業実施の結果、資産の取崩しが計画から4,500千円改善する予定であり、その額を見込んだ予算作成との整合から、令和4年度以降の資産の残額については、目標を上げその達成をめざす。

指標：自主事業の財源となる資産の残額 11,500千円

R 3：31,000千円、R 4：24,000千円、R 5：11,500千円

※資産の残額は、P14に掲載する収支計画表中の「特定資産取崩（公益目的特定事業）」及び「特定資産取崩（留学生事業）」の取り崩し後の額にあたる。当該指標の管理においては、取崩額を収支計画に沿って管理することが必要となる。

## ○外国人住民等の地域社会における活動機会の提供（自主事業・中期目標関連）

「多文化共生の担い手として地域社会において活動する」意欲のある外国人住民にその活動の機会を提供し、外国人住民のエンパワーメントを支援する。

令和2年度に市民局の委託により作成した「多文化交流お助けガイド」を活用し、区役所や社会福祉協議会をはじめとした地域団体と連携し、外国人住民等が担い手となって、地域社会において日本人住民との交流を積極的に進め、顔の見える関係構築を目指す。

特に将来の高度外国人材である留学生は、地域において外国人住民と日本人住民の相互理解や交流の橋渡し役としても期待できるため、留学生にも積極的に活動の機会を提供する。

指標：①外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業の実施回数 15件

R 3：5件、R 4：5件、R 5：5件（計15件）

※R 3. 4～12：3件（実績4件）

R 4. 1～12：5件

R 5. 1～12：5件

地域の団体等を通じて、役員等の活動者を対象に、外国人住民が、大阪（日本）の生活での体験談や、地域の日本人住民に望むことについて話をし、交流の際のヒントなどを提供する「多文化交流会」を開催する。外国人住民の多い区や地域を中心に、毎年度5カ所で開催し、3年間で市内の15カ所で実施することを目指す。また、交流会での体験をもとに、日本人住民が、地域において外国人住民との交流を進められるよう、市民局から委託を受け、日本人向けに作成した多文化交流ガイドブック（冊子「多文化交流お助けガイド 何でも聞いてや！」）の活用方法についても説明し、地域で活用していただけるよう働きかける。

②留学生に活動の機会を提供した件数 のべ100件／年

R 3：100件、R 4：100件、R 5：100件

※R 3. 4～12：75件（実績90件）

R 4. 1～12：100件

R 5. 1～12：100件

日本人学生との交流の機会の少ない留学生が、日本人とのつながりを持つことができるよう、主に複数名の留学生が講師となり世代の近い高校生と英語や韓国語会話を教えながら交流する事業を実施する。1コース20回、5コース以上の開催を目指す。

令和3年度は天王寺区内の公立高校（4校）を対象に実施。各校から高校生が大阪国際交流センターに集まり開催する。

その実施結果を踏まえ、令和4年度以降は、私立高校も含む天王寺区内の高校に対象を広げて実施するとともに、市内の高校に対象を広げた実施について検討する。

また、その他にも様々な場面で日本人と交流できる機会を作り、留学生に提供していく。

## ○多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信

（自主事業・中期目標関連）

「アイハウス多文化交流プラットフォーム」の運営により、自国の文化紹介や

日本での生活情報の発信ができる外国人住民等の「達人」を発掘する。また、財団は、達人及び達人のスキルを活かした活動（多文化共生についての理解促進に向けた活動等）をプラットフォームを通して発信する。

合わせて、プラットフォームを広く周知し、地域社会へアプローチする。

指標：①「達人」登録者数 R 5 年度末時点で 50 名

※ R 2 年度末現在は 22 名

新規登録者数 R 3 : 8 名、R 4 : 10 名、R 5 : 15 名

※ R 3. 4 ~ 12 : 6 名（実績 9 名）

R 4. 1 ~ 12 : 10 名

R 5. 1 ~ 12 : 15 名

令和 3 年度は、まず交付金事業や、受託事業などで財団と関わりを持った外国人を中心に登録に向け働きかける。

令和 4 年度以降は、在阪の総領事館に呼びかけるとともに、外国人コミュニティや、外国人を雇用する企業にも対象を広げ人材の発掘に努める。

②ウェブサイトを通じた情報の発信件数 30 件／年

R 3 : 20 件、R 4 : 20 件、R 5 : 30 件

※ R 3. 4 ~ 12 : 15 件（実績 16 件）

R 4. 1 ~ 12 : 20 件

R 5. 1 ~ 12 : 30 件

大阪（日本）での生活に参考となるテーマを決めて、外国人の視点で日本語と母語により動画を作成し、情報発信を行う。また、言語については、母語以外の英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語のうちから、2 カ国語をセットにして字幕をつける。

テーマを大阪（日本）での生活に参考となるものにすることにより、広く市内の外国人住民が、日本での生活になじめるようサポートする。

令和 4 年度以降は、上記①において発掘した「達人」が自ら企画・実施するイベント情報などの情報発信活動を支援し、日本人等が多様な文化にふれる機会を提供する。

達人登録者の獲得と並行し、発信件数の増を目指す。

③情報発信を連携して行う活動団体や事業者の発掘件数

10 団体

R 3 : 3 団体、R 4 : 3 団体、R 5 : 4 団体（計 10 団体）

※ R 3. 4 ~ 12 : 2 団体（実績 2 団体）

R 4. 1 ~ 12 : 3 団体

R 5. 1 ~ 12 : 4 団体

令和 3 年度は、国際交流、多文化共生等を推進する団体や財団

のネットワークなどを活用。

令和4年度以降は、ウェブ上で連携できるサイトなどの情報を収集し、情報発信団体を確保することで、当財団及びその活動の認知の向上を図る。

## ○持てる人的資源(達人、留学生、インターンなど)およびネットワークの拡充 (自主事業・中期目標関連含む)

財団の持つ人的資源を最大限に活かすとともに、ネットワークを拡充し、社会のニーズに応じた事業展開を図る。

指標：①「達人」登録者数【再掲】	50名
②留学生の活動のペ日数	200人日／年
R 3 : 150人日、R 4 : 180人日、R 5 : 200人日	
③インターン(留学生含む)の受入	50人／年
R 3 : 40人、R 4 : 45人、R 5 : 50人	
②③ともに、	
留学生の多い府内の大学や市内の専門学校を中心に働きかけ、	
年度ごとに留学生の活動の機会と、留学生を含むインターン数	
を増やす。	
④ボランティアの活動実績	4,000件
R 3 : 3,000件、R 4 : 3,500件、R 5 : 4,000件	
⑤ネットワークを活用した連携事業数	30件／年
R 3 : 20件、R 4 : 25件、R 5 : 30件	

## 6 推進体制

### (1)組織体制

財団が社会的使命を果たすためには、法人として継続した組織運営基盤の確立が必要であり、能力開発、資質向上など職員の育成とともに、その能力を最大限に発揮でき、効率的に事業運営を行うことができる職場づくりをめざしてきた。

しかしながら、この間、財団の厳しい経営環境に対応するため、固有職員の給与カットや昇給停止に加え、有期契約職員の継続辞退による経験年数の低下、契約職員と固有職員等の人員構成の不均衡などにより、組織基盤が脆弱化しており、多国籍な職員が在籍する財団の強みであるダイバーシティを十分に生かし切れていない。

組織にとって、職員こそが財産であるため、その対策として、まずは財団の経営状況を勘案しながらも処遇改善を行い、職員のモチベーション向上を図ることが必要である。

また、契約職員の能力発揮やモチベーションの向上策として、職員の評価制度の導入による無期契約職員の給与体系についての見直し、有期・無期契約職員から固有職員へつなげる制度を導入するなどにより、組織体制の基盤強化を図る必要がある。

その他、これまでの取組みを通じて築き上げたノウハウ、多様な関係先との信

頼関係やネットワークを強化、連携しながら、幅広い関係性のなかで事業実施に取り組むことができる人材を確保し、さらに積極的な事業実施に向けた組織運営をめざし次のような取組みを行う。

- ・新たな給与制度の導入
- ・契約職員の能力発揮に向けた取組み
- ・必要な人材を確保した組織運営
- ・人材育成（スキル、ノウハウの継承）
- ・外部人材（持てる資源）の積極的な活用

## （2）収支計画

当財団は、公益財団であるため収支相償（※）を基本とし、次の「3ヵ年収支計画表」に基づき財務運営を行う。

財団の安定的な運営に向けて、大阪市からの交付金事業を中心とした運営を目指す。交付金事業収入については、令和3年度は職員の処遇改善分として増額された金額を計上し、それをベースに、令和4年度以降は、必要な人的配置や国の財政措置の収束に伴う当然増、当然減以外は横ばいとする。

一方、大阪市から中期目標において求められ実施する自主事業については、財団の自主財源である公益目的特定事業資産等を取り崩して実施することとなる。自主事業の継続的実施を目指すため、特定資産（公益目的特定事業、留学生事業）については計画を上回る取崩しとならないよう努める。

受託事業収入については、自主財源を確保するため、最終年度には増額計上している。その他、資産運用収入や会費収入等についても、基本的には3年間は横ばいで推移するものとしている。

支出面では、人件費については、令和3年度は、職員の処遇改善や同一労働同一賃金に向けた制度改革によって要する経費ならびに中期目標で求められている自主事業を実施するために必要な人件費を計上している。令和4年度以降は、職員の処遇改善増額分を計上しており、その財源は財団の自主財源の取崩し額を充当する。

各事業費については、実施に必要な経費を計上している。

※ 収支相償とは、公益目的事業会計における収益から費用を差し引いた差額（経常損益）が「ゼロ」または「マイナス」となるようにしなければならない基準。

**3か年収支計画表**  
 (令和3 (2021) 年度～令和5 (2023) 年度)

(単位：円)

科目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>収入の部</b>	<b>149,116,000</b>	<b>146,539,000</b>	<b>148,539,000</b>
資産運用収入	4,000,000	4,000,000	4,000,000
会費収入	3,000,000	3,000,000	3,000,000
交付金収入	123,628,000	119,551,000	119,551,000
事業収入(交付金事業)	888,000	888,000	888,000
事業収入(自主事業)	1,200,000	1,200,000	1,200,000
受託事業収入	6,000,000	6,000,000	7,000,000
特定資産取崩(公益目的特定事業)	7,000,000	8,500,000	9,500,000
特定資産取崩(留学生事業)	3,000,000	3,000,000	3,000,000
国際学校・留学生支援市民募金取崩	400,000	400,000	400,000
<b>支出の部</b>	<b>149,116,000</b>	<b>146,539,000</b>	<b>148,539,000</b>
人件費	108,345,000	106,268,000	107,768,000
事業費(交付金事業)	20,671,000	20,671,000	20,671,000
事業費(自主事業)	200,000	200,000	200,000
事業費(受託事業)	2,500,000	2,500,000	3,000,000
事業費(公益目的特定事業)	1,500,000	1,000,000	1,000,000
事業費(留学生事業)	500,000	500,000	500,000
国際学校・留学生支援市民募金	400,000	400,000	400,000
事務経費	15,000,000	15,000,000	15,000,000
<b>総合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 7 組織経営における行動計画

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>事業運営体制</b>			
専門性の向上	研修計画策定 コミュニティ通訳 20 講座 多文化共生 M/情報 C 組織マネジメント 検討	20 講座 1名 1回	20 講座 1名 1回
<b>職員の士気の向上</b>			
能力評価	目標管理による評価	契約職員評価導入	
処遇改善	新給与体系策定・実施		
事務の効率化	検討	実施	
<b>財源確保</b>			
各種助成金等の獲得	継続実施		
新たな財源確保	受託事業の開拓・実施		
<b>中期目標の実施と事業の再構築</b>			
先駆的事業の実施 (中期目標の実践)	外国人住民の参画機会 5件 「達人」登録者数 8名 情報発信件数 20 件	5件 10 名 20 件	5件 15 名 30 件
外国人留学生との連携事業 (中期目標の実践)	留学生への機会提供 100 件 活動延べ日数 150 人日	100 件 180 人日	100 件 200 人日
事業再編	見直し・新事業検討	事業再編・実施	実施・検証
<b>価値を高める取組みの実施</b>			
情報発信 (中期目標の実践)	手法検討 連携団体発掘件数 3 団体	新たな手法による発信 3 団体	4 团体
ネットワークの拡充	連携先開拓・連携 連携事業数 20 件		
大阪・関西万博に向けた取組み	検討	調整	実施に向けた調整